

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山下寛の上告趣意第一は、違憲（三一条違反）をいうが、原判決が所論の事実を余罪として認定した趣旨でないことは、判文上明らかであるから、その前提を欠き、その余は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年六月二〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	一
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江	里	清	雄
裁判官	高	辻	正	己